

## AIJ 「鉄骨工事技術指針・工事現場施工編」 (第7版) の見解について

ロックウール工業会  
吹付け部会

一般社団法人 日本建築学会「鉄骨工事技術指針・工事現場施工編」(2018年1月15日第7版) P368、P376における記載内容に対するロックウール工業会の見解は以下の通りです。

## ○P368.8行目～15行目

## (2) 塗装した鉄骨に耐火被覆を施す場合

鉄骨に直接接着する耐火被覆工法では、耐火被覆材に含まれる成分と塗膜の成分による反応によって、両者の付着性が阻害されて耐火被覆材のはく離やはく落(図9.3.1に示す接着破壊)を生じることが懸念される。例えば、吹付けロックウールではセメントをバインダーとしており、無機繊維混入けい酸カルシウム板では水ガラスを接着剤として取り付けているため、これらのセメントや接着剤のアルカリ成分が油性系さび止め塗膜中の油脂分と反応して、耐火被覆材のはく離を招くことがある。このような問題は、湿式吹付けロックウール(現在は市販されていない)で発生し、接着破壊を生じやすいさび止めペイントの種類が明らかにされてきた。

上記文章に対する見解

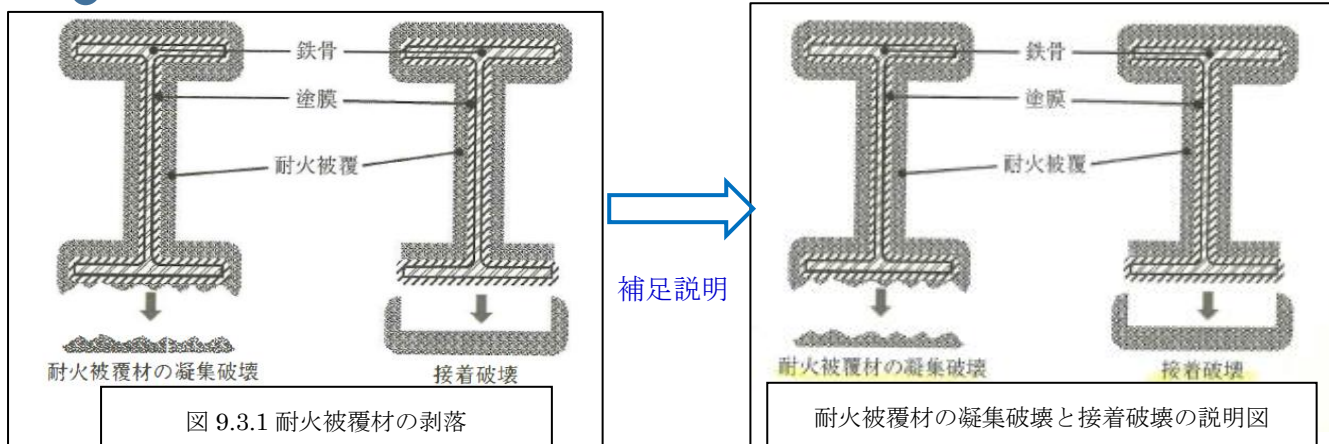
現在は市販されていない湿式の吹付けロックウールについて懸念された接着破壊を生じやすいさび止めペイントの種類が明らかにされてきたと説明している。

## ○P368.16行目～17行目

一方、現在多くの現場で使用されている半乾式吹付けロックウールでは、セメントをバインダーとしているものの、図9.3.1に示す耐火被覆材自体が破壊してしまう凝集破壊が支配的に生じるため、塗膜との接着面での破壊である接着破壊は問題とならない。

上記文章に対する見解

上記は付着性試験時の破壊状況について述べられており、また、図9.3.1は剥落時の現象ではなく、付着性試験時の破壊モード(凝集破壊と接着破壊)の違いを説明している。



○P 368.19 行目～21 行目

よって、塗装の種類とは関係なく、幅広の梁フランジ下端などに生じやすい凝集破壊について、はく落防止を検討する必要がある。〔9.4.1「下地処理」参照〕

上記文章に対する見解

付着性試験では凝集破壊が生じますが、実際の現場で凝集破壊は確認されておりません。ただし、振動や水濡れの恐れのある幅広の梁フランジ下端などについては、はく落防止の検討が必要となります。

○P 376.最終行

基準に満たない場合は、かき落として再施工する。

上記文章に対する見解

ロックウール工業会の施工フロー（手順）では基準値に満たない箇所は、吹き増し後に再度コテ押さえを実施し、品質を確保することになっている。

以上